

# 平成 29 年夏の交通安全運動北海道実施要綱

## 第 1 運動の目的

交通安全を自らのことと捉え、交通ルールの遵守や思いやりのある交通マナーの実践が主体的に行われるよう、道民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図る。

## 第 2 期間

### 1 運動期間

平成 29 年 7 月 11 日（火）～平成 29 年 7 月 20 日（木）までの 10 日間

### 2 統一行動日（セーフティコール）

平成 29 年 7 月 11 日（火）

### 3 飲酒運転根絶の日

平成 29 年 7 月 13 日（木）

## 第 3 主催

北海道、北海道教育委員会、北海道警察、札幌市、市町村、公益社団法人北海道交通安全推進委員会、一般財団法人北海道交通安全協会、一般社団法人北海道安全運転管理者協会

## 第 4 運動の重点

- 1 飲酒運転や居眠りなどの観光・レジャー型の交通事故防止
- 2 子供と高齢者の交通事故防止
- 3 自転車・二輪車の交通事故防止
- 4 全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用

## 第 5 運動の進め方

道、道教委、道警察、市町村、関係機関・団体等は緊密に連携し、体系的かつ効果的な交通安全運動を展開するとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進する。

## 第 6 主な推進事項

### 1 飲酒運転や居眠りなどの観光・レジャー型の交通事故防止

#### ○ 運転者の皆さんは

飲酒運転は悪質な犯罪であるとの認識をしっかりと持ち、「飲酒運転をしない、させない、許さない」を徹底し、二日酔い運転を含めた飲酒運転を根絶しましょう。

長距離・長時間の無理な運転にならないよう、2 時間毎に 1 回以上の休憩をとるようにしましょう。

#### ○ 同乗者の方は

運転者に対して、絶対に飲酒をさせないようにし、飲酒運転の根絶を図りましょう。

運転者が眠そうなときは、休憩や運転の交代を勧めましょう。

#### ○ 家庭では

飲酒運転の悪質性や交通事故の悲惨な結果を話し合い、家族ぐるみで飲酒運転を根絶しましょう。

運転中に眠気を感じたら、安全な場所で短時間の仮眠をとるなど、無理な運転は絶対にしないよう、家族で話し合いましょう。

#### ○ 職場では

企業の責任として、従業員に対し、飲酒運転の根絶に関する教育や指導などを行うとともに、ハンドルキーパー運動を展開するなど、飲酒運転を根絶しましょう。

○ **酒類を提供・販売する飲食・販売店などでは**

飲酒運転の悪質性や危険性を呼びかけるとともに、運転者への酒類提供などを一切禁止するほか、飲酒運転をしようとしている人を制止し、飲酒運転を根絶しましょう。

○ **地域・町内では**

街頭での啓発活動や町内会の会合、回覧板など様々な機会を通して、飲酒運転の根絶や居眠り運転の防止を図りましょう。

**【ハンドルキーパー運動】**

自動車仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動です。

## 2 子供と高齢者の交通事故防止

○ **運転者の皆さんは**

子供の飛び出しや高齢者の道路横断に対応できる安全な速度で、思いやりのある運転をしましょう。

○ **高齢者の皆さんは**

外出するときは、明るい服装で夜光反射材を身に付けるとともに、参加・体験型の講習会などに積極的に参加して、自分の身体機能の変化を認識し、通り慣れた道でも、道路を横断する際には、左右をよく見て車に注意しましょう。

○ **家庭では**

子供や高齢者が外出するときは、夜光反射材を着用してもらうとともに、車に注意して、安全確認をしっかりと行うように、ひと声かけましょう。

○ **学校では**

基本的な交通ルールのほか、歩きながらのスマートフォンやイヤホンの使用の危険性を理解させるなど、登下校時の通学路での交通安全指導を徹底しましょう。

○ **地域・町内では**

道路横断をしようとする子供や高齢者を見かけたら、車に注意して、安全確認をしっかりと行うように、ひと声かけるとともに、安全な道路横断ができるように手助けしましょう。

## 3 自転車・二輪車の交通事故防止

○ **運転者の皆さんは**

交差点では、自転車や二輪車の有無や動きをしっかりと確認しましょう。

○ **自転車・二輪車を利用する皆さんは**

自転車が車両であること、車道通行が原則で歩道通行が例外であることを認識して、車道では左側に寄って通行し、歩道を通行できる場合も歩行者優先の運転をするとともに、夕暮れ時は前照灯を早めに点灯しましょう。

二輪車等のツーリングでは、余裕のある安全な計画のもとに、メンバー同士で事故防止について、事前に話し合しましょう。

○ **家庭では**

夕暮れ時や夜間に外出するときは、明るい服装や夜光反射材を着用しましょう。

自転車のルール・マナーを話し合い、傘差し運転、スマートフォンやイヤホンを使用した運転等は、交通違反となる危険な行為であることを理解させるほか、子供を自転車に乗せるときは、ヘルメットを着用させましょう。

○ **学校では**

自転車の通行方法や夕暮れ時における前照灯の早め点灯など、自転車の正しい利用の仕方を身につけさせましょう。

○ **地域・町内では**

街頭での啓発活動などを通して、夜光反射材の普及と着用の促進に努めるとともに、自転車安全利用五則を活用して、自転車のルール・マナーを呼びかけましょう。

**【自転車安全利用五則】**

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子供はヘルメットを着用

**4 全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用**

○ **運転者の皆さんは**

運転する前に、同乗者全員がシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しているか確認しましょう。

○ **家庭では**

シートベルトとチャイルドシートの非着用の危険性について話し合い、後部座席を含めた全ての座席で必ず着用するよう習慣付けましょう。

○ **学校では**

シートベルトとチャイルドシート非着用の危険性を理解させ、後部座席を含めた全ての座席での正しい着用を実践させましょう。

○ **職場では**

後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底しましょう。

○ **地域・町内では**

街頭での啓発活動などを通して、後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用について呼びかけましょう。